

## 処分規程

### (目的)

第1条 当規程は、一般社団法人富山県ソフトボール協会(以下、「当法人」という)倫理・コンプライアンス規程に掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、規程・コンプライアンス違反に対する処分を定めることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 当規程の適用範囲は、当法人の倫理・コンプライアンス規程第2条に定める会員、評議員、役員、委員会委員及び職員並びに公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本ソフトボール協会の諸制度に基づき登録等を行っている者とする。

### (違反行為)

第3条 当規程の定める違反行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 広く公益実現に寄与すべき当法人の目的に従わず、又は公序良俗等の社会規範から逸脱し、当法人の社会的信用を損なう行為
  - (2) 関係法令又は当法人の定める定款、倫理規程に違反する行為
  - (3) 補助金、助成金等の不正受給、脱税その他経理処理に関する不正な行為
  - (4) 職務上の地位を利用して不正に利益を得たり、又は供与したりする行為
  - (5) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別等の人権を損なう行為
- 2 ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

### (処分)

第4条 当法人は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に応じて、次の処分をすることができる。

- (1) 評議員、役員、委員会委員、職員に対する処分

指導 口頭又は書面による注意で是正を求める。

勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める。

解任 書面での通知をもってその役職を解く。

- (2) 会員、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本ソフトボール協会の諸制度に基づき登録等を行っている者

指導 口頭又は書面による注意で是正を求める。

勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める。

資格停止 書面による通知をもってその資格を停止する。その場合、5年以下の期間を定めて通知する。

退会 書面での通知をもってその登録を抹消する。

- 2 ドーピングに関する違反行為に対する処分は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。
- 3 定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規程による。

(手続)

第5条 処分の対象となる事案が判明した場合、倫理・コンプライアンス委員会で事案を審査するとともに、必要がある場合は公益財団法人富山県スポーツ協会顧問弁護士に意見を伺う。その上で処分を検討し理事会に報告する。理事会は、倫理・コンプライアンス委員会からの報告内容について審議し、決議を経て処分を決定する。

- 2 前項の理事会の決議に基づき、理事長は、対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分の決定を通知する。
  - (1) 対象者の表示
  - (2) 処分の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
  - (3) 処分対象となる遵守事項の違反に係る事実
  - (4) 処分の手続の経過
  - (5) 処分の理由及び証拠の標目
  - (6) 処分の年月日
  - (7) 対象者が当法人の諸制度に基づき登録等を行っている者にあつては、処分の決定に不服がある場合には、当法人に対して理事会の行った処分の決議の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

(審査対象者の弁明)

第6条 倫理・コンプライアンス委員会は、処分の対象となる事案について、調査を行った場合、審査を開始する前に、違反行為を行った者(以下「審査対象者」という)に対し、適用されるべき処分案及び事実として認められる遵守事項の違反に係る事実の要旨を郵送にて送付する。

- 2 審査対象者は、前項の要旨が審査対象者に発信された日から3週間以内に、書面にて処分の理由に対する認否及び弁明を倫理・コンプライアンス委員会に対して提出することかできる。

(聴聞の機会)

第7条 倫理・コンプライアンス委員会は、必要があると判断した場合、審査対象者から、直接、弁明・意見等を聴く機会を設けることができる。

2 聴聞場所は、原則として、当法人事務局所在地とする。聴聞期日は、その都度、審査対象者その他当該事案に関係する者・団体の意見を聞いて、倫理・コンプライアンス委員会が定める。

3 第1項の定めにかかわらず、審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合、倫理・コンプライアンス委員会は審査対象者を聴聞することを要しない。

(不服申立)

第8条 当法人の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本ソフトボール協会の定める規程に基づき、仲裁を申し立てることができる。

(改廃)

第9条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は、令和7年1月25日から施行する。